横浜市駐車場政策検討懇談会運営要綱

制 定 令和6年9月18日都交第711号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市駐車場政策検討懇談会(以下「懇談会」という。) の運営に関し必要な基本事項を定める。

(助言を求める事項)

- 第2条 都市整備局長(以下「局長」という。)は、次に掲げる事項について懇談会の委員に助言を求める。
- (1) 横浜市の駐車場政策を取り巻く現状の課題に関すること。
- (2) 横浜市の駐車場政策の今後の方向性に関すること。
- (3) その他、駐車場政策全般に関すること。

(委員)

- 第3条 懇談会の委員は、次のとおりとする。
- (1) 学識経験者
- (2) 交通管理者
- (3) 道路管理者
- (4) 駐車場運営関係者
- (5) ビル建設関係者
- (6) その他局長が必要と認める者

(懇談会)

- 第4条 懇談会は、局長が招集する。
- 2 懇談会は、要綱制定日から令和7年3月31日までの期間において必要により 開催することとする。

(懇談会の公開及び傍聴)

- 第5条 懇談会は、原則として公開とする。ただし、局長が必要と認める場合は この限りでない。
- 2 懇談会を傍聴することができる者(以下「傍聴者」という。)の定員は、10 人とし、申込みは先着順とする。ただし、事務局が必要と認めるときは、この 限りでない。

- 3 懇談会の傍聴を希望する者は、懇談会開催当日の開催時刻の30分前から15分前までの間に、受付会場において傍聴の受付を済まさなければならない。
- 4 傍聴者は、許可なく写真撮影、録画及び録音等を行ってはならない。
- 5 報道機関は、傍聴定員の外とし、事務局の指示に従い傍聴できるものとする。ただし、報道機関による写真等の撮影は、懇談会の開始前までに限りこれを認めることとし、開始後は、許可なく写真撮影、録画及び録音等を行ってはならない。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市整備局都市交通課が処理する。

附則

この要綱は、令和6年9月18日から施行する。